

独立行政法人日本学生支援機構法案新旧対照条文

郵便振替法（昭和二十三年法律第六十号）

（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公庫等の償還金）</p> <p>第六十三条の二 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫以下公庫と総称する。）、公庫の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫から業務の委託を受けた金融機関又は独立行政法人日本学生支援機構を加入者とし、当該加入者に公庫の貸付けに係る償還金又は独立行政法人日本学生支援機構の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。</p>	<p>（公庫等の償還金）</p> <p>第六十三条の二 第五十八条及び第六十条の規定は、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫（以下公庫と総称する。）、公庫の業務の一部を代理する金融機関若しくは公庫から業務の委託を受けた金融機関又は日本育英会を加入者とし、当該加入者に公庫の貸付けに係る償還金又は日本育英会の貸与に係る返還金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱いについて、これを準用する。</p>

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条關係）

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条關係）

一次の表に掲げる法人

一次の表に掲げる法人

名称	根拠法
(略)	(略)
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法
(略)	(略)

二 (略)

名称	根拠法
(略)	(略)
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本行政書士会連合会	行政書士法
(略)	(略)

二 (略)

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）

（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 公共法人の表（第二条關係）

別表第一 公共法人の表（第二条關係）

一次の表に掲げる法人

一次の表に掲げる法人

名称	根拠法
(略)	(略)
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
(略)	(略)

二 (略)

名称	根拠法
(略)	(略)
土地区画整理組合	土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）
日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）
(略)	(略)

二 (略)

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）

（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二 非課税法人の表（第四條、第五條關係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
土地開発公社	(略)	土地開発公社	(略)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)
別表第二 非課税法人の表（第四條、第五條關係）			
(略)	(略)	(略)	(略)
土地開発公社	(略)	土地開発公社	(略)
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
(略)	(略)	日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
(略)	(略)	(略)	(略)

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）

（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第三（第三条、第六十条關係）			
一次の表に掲げる法人			
名称	根拠法	名称	根拠法
(略)	(略)	(略)	(略)
都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律	都道府県農業会議	農業委員会等に関する法律
日本行政書士会連合会	行政書士法	日本育英会	日本育英会法（昭和五十九年法律第六十四号）
(略)	(略)	日本行政書士会連合会	行政書士法
(略)	(略)	(略)	(略)
二 (略)		二 (略)	



